

# 経営環境激変対策信用保証料補助金

を創設しました

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている町内事業者を支援するため、セーフティネット等の認定を受け、信用保証協会保証制度に係る融資を受けた場合の信用保証料について支援します。

補助金名	経営環境激変対策信用保証料補助金
補助対象者	次のいずれの要件も満たす者 ①町内に住所又は所在地を有し、かつ、町内で事業を営んでいる者 ②セーフティネット4号、5号又は危機関連保証の規定により町の認定を受けた者 ③町税の滞納がない者
対象融資	島根県信用保証協会が取扱う保証制度
補助対象経費	上記対象融資に係る保証料(ただし、一括支払分又は分割支払初回分に限る、及び国の保証料補填の部分を除く。)
補助率	4/5(補助上限30万)

## 【ご利用の流れ】

### ■セーフティネット4号、5号又は危機関連保証の申請・認定

↓ 役場商工観光課に申請してください

### ■融資の申込(金融機関)

### ■審査・保証決定(保証協会)

### ■融資実行・信用保証料支払(金融機関)

### ■補助金交付申請

↓ 役場商工観光課に下記の書類を添えて補助金交付申請書を提出してください

- 信用保証料受入証明書の写し
- 町税滞納調査同意書
- 補助金請求書